議員各位

産業厚生常任委員会 委員長 中 村 美 穂

委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定に より報告いたします。

1.審查期間:令和2年6月4日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結 果
3 7	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
3 8	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
3 9	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
4 0	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	全会一致 可 決
4 2	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	全会一致 可 決
4 3	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	全会一致 可 決
4 4	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)	全会一致 可 決

産業厚生常任委員長報告

審 査 日 令和 2年 6月 4日

出席委員 中村美穂 竹中 悟 松林 敏 安部 都 岩永政則

堤 理志 吉岡清彦

説 明 員 関係所管課管理職 その他関係職員

○議案第37号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免を実施するため、所要の改正を行うもの。

減免割合等については本条例第25条の規定により規則に定め、主たる生計維持者が死亡、 又は重篤な傷病を負った場合は保険税の全額を減免。主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる場合、前年度の所得区分に応じて10割から2割の減免率を算定し、減免額を決定する。 附則では、公布の日から施行し、改正後の附則第19項及び第20項の規定は令和2年2月1日から遡及適用する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑
重篤な傷病の判断基準は何か。

答弁 1か月以上の治療を要すると認められた場合と国から示されており、診断書により確認する。

質疑 附則第19項及び20項の規定を令和2年2月1日から遡って適用する理由は何か。

答弁 令和2年1月に国内での感染が確認されたことに伴い、2月納期限の分から減免の対象に するよう国からの要請があっており、柔軟に対応するため。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第38号 長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、新型コロナウイルス感染症の感染等により、労務に就くことができなかった国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金の支給を実施するため、所要の改正を行うもの。

附則第2条第1項では傷病手当金の支給について、第2項では額の算定方法について、第3項では支給期間の上限について規定。附則第3条及び第4条では傷病手当金と給与等との調整について規定。

附則では、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 感染した被保険者等の「等」とは、被保険者以外に想定されているものがあるのか。

- 答弁 新型コロナウイルスに感染、又は感染の疑いがある被保険者という意味である。
- 質疑 感染、又は感染の疑いがあるものとは、家族も含まれるのか。
- 答弁 傷病手当金は勤務している人で、国民健康保険に加入している人が感染、又は感染の疑いがあって休まなければならないときに生活を保障するもので、被保険者に限定される。
- 質疑の傷病手当金の算定方法と支給期間の上限は。
- 答弁 直近3か月の給与等の平均日額の3分の2した額で、支給期間の上限は1年6月である。
- 質疑
 今回適用になる人はどれくらいいるのか。
- 答弁 30年12月31日現在で国民健康保険加入者8,210人中、対象となり得る給与等を 受けている者は2,334人。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第39号 長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、長崎県後期高齢者医療広域連合による新型コロナウイルス感染症の感染等に係る 傷病手当金の支給の実施に伴い、その受付事務を長与町が行う事務に追加するため、所要の改 正を行うもの。

附則では公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 傷病手当金の申請書の提出の受付のみが町の事務として追加されるのか。

答弁 町民からの申請書の受付のみ町で行い、支給等は後期高齢者医療広域連合が行う。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第40号 長与町介護保険条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により介護保険の 第1号保険料の減免を実施するにあたり、所要の改正を行うもの。

附則では公布の日から施行し、改正後の附則第11項及び第12項の規定は、令和2年2月 1日から適用する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合とは、被保険者の家族も含まれるのか。

答弁 被保険者が感染しなくても、その世帯の主たる生計維持者の事業収入の減少が見込まれる 場合も対象となる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第42号 令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

【提案理由の概要】

本議案は、新型コロナウイルス感染症に対する条例改正に伴い、既定予算の総額に歳入歳出 それぞれ149万円を追加し、補正後の総額を39億6、858万1千円とするもの。

議案第38号による傷病手当金として80万円。議案第37号による減免措置による令和元年度分の還付金として69万円。合計149万円は全て特別調整交付金で賄われる。 以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 傷病手当金、還付金の人数の算出はどのようになっているのか。

答弁 対象者を絞り込むのは難しいが、O. 1%が対象になると見込み、収入の平均を出し、3 分の2の日額を求め、その4か月分、80万円を計上。還付金については令和元年度分になるが、実際に賦課したデータから1%を見込み計上した。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第43号 令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

【提案理由の概要】

本議案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ15万2千円追加し、補正後の総額を5億3,741万4千円とするもの。

新型コロナウイルス感染症の影響による令和元年度保険料の減免に係る長崎県後期高齢者 医療広域連合からの還付金15万2千円を町が受け、同額を被保険者に還付するもの。 以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 本町の持ち出しがないとのことだがどういうことか。

答弁 一旦、町が支払うが、全額広域連合から補てんをされるため、実質持ち出しがないという 意味である。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第44号 令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)

【提案理由の概要】

本議案は、新型コロナウイルス感染症に対する減免に係る議案第40号の条例改正に伴い、 保険事業勘定の既定予算総額に歳入歳出それぞれ71万3千円を追加し、補正後の総額を33 億1,891万1千円とするもの。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に係る還付金71万3千円は、全額特別調整交付金で賄われる。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 件数等の根拠は何か。

答弁 2月の被保険者数が10,780人、その世帯のうち事業収入がある方が5,738人で、その1%、57人を対象と見込み、計上した。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。